

奈 個 情 第 3 6 号  
平成30年11月22日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会  
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2の規定に係る  
諮問について（答申）

平成30年10月10日付け奈教総第459号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第30-4号】

学校諸費用口座振替に係る電子計算機の結合について（諮問実施機関 教育委員  
会教育総務部教育総務課）

(別紙)

答申：個情第19号

諮問：個情第30-4号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

教育委員会が、教育活動において必要となる経費の中で、保護者が負担する経費である学校徴収金の収納事務について、手処理による事務処理から、公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」及び南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」により事務処理に変更することについて、教育委員会が管理するセンターサーバーを經由して、市立小中学校が管理する校務用パソコンと公益財団法人京都高度技術研究所が管理するクラウドサーバー及び南都銀行株式会社が管理するウェブシステムとをオンラインで結合し、学校徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事業の概要

公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」及び南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用して、事務処理する実施機関（教育委員会教育総務部教育総務課。以下「実施機関」という。）は、対象事業の概要について、次のとおり説明した。

#### 1 学校徴収金について

学校徴収金とは、国費及び市費などの公費支出する以外の経費で、学校教育活動上必要となる保護者が負担する経費として市立小中学校において保護者から徴収する経費である。市立小中学校では、児童生徒の個人負担の経費があり、公費と共に学校教育活動を支えている。これは、市立小中学校が児童生徒の生活の場でもあり、生活習慣の指導を通して、教育活動を展開するため家庭生活の延長としての側面があること、また教育指導を進める上での技術的特性があり、児童生徒の個人としての学習等は、その具体的な展開の場面で集団活動が多く、教材・教具や方法に制限が及ぶことが多いことなどから、市立小中学校で徴収せざるを得ない経費及び遠足などの野外活動費、修学旅行に係る積立金やPTA会費などの学校教育活動には直接必要ではないが、これに付随して必要なものとして学校長が徴収している経費である。

したがって、学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が包括的に学校長に信託している経費であることから公費に準じた適正な会計処理を行うこととしている。

## 2 学校諸経費に係る口座振替事務について

- (1) 現在は、保護者から徴収する学校徴収金の取扱いについては、保護者が「学校諸費用口座振替依頼書」を南都銀行株式会社に提出し、市立小中学校では学校徴収金の口座引き落としに係る書面を作成して、南都銀行株式会社に提出し、口座振替を行っている。
- (2) しかし、南都銀行株式会社は、平成31年3月末日でこの書面による口座振替業務を終了することから、今後、同様の口座振替を行う場合について、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用し、事務処理することとなった。
- (3) このことに伴い、書面により処理をしていた学校諸費用の事務処理についても、公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」により、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用することにより、事務処理を確実かつ効率を高めようとするものである。
- (4) なお、公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」の利用に当たっては、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用して行うこととなっており、南都銀行株式会社が公益財団法人京都高度技術研究所と「保護者負担経費会計システム」の利用について契約しているため、実施機関の金銭的な負担はない。その利用は、市立小中学校がその利用申込書を南都銀行株式会社に提出することになっている。
- (5) 以上のことから、実施機関が管理するセンターサーバー（以下「センターサーバー」という。）を経由して、市立小中学校が管理する校務用パソコンと公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」及び南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」において、学校徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うこととするため、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問した。

## 3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」及び南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用するに当たり、次の措置を講じることで、学校徴

収金に係る保護者等の個人情報の安全性を確保しようとしている。

- (1) 南都銀行株式会社は、個人情報保護方針を定めており、これに基づいて学校徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うこと。
- (2) オンラインサービス「Webビジネスバンキング」を扱う南都コンピュータサービス株式会社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (3) 公益財団法人京都高度技術研究所は、個人情報保護のための管理体制を構築しており、これに基づいて学校徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うこと。
- (4) 公益財団法人京都高度技術研究所は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (5) 公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」の利用に当たっては、市立小中学校の公務用パソコンのネットワークのグローバルアドレス以外からのアクセスを遮断する機能の設定を行うこと。
- (6) 学校徴収金に係る保護者等の個人情報を送信する市立小中学校の端末には、ログインID及びパスワードによるアクセス権限を設定することにより、システムを利用できる者を制限する。
- (7) (6)の専用端末とセンターサーバーとを接続するネットワークは、不特定多数の接続を制限するIP-VPN回線を採用した閉域ネットワーク回線を用いる。

### 第3 審議会の判断

実施機関が、公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」及び南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用することについて、当審議会は、実施機関は学校徴収金に係る保護者等の個人情報を適正に取り扱うために、第2の3(1)から(7)までの説明による措置を講じていることから、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはない判断した。

ただし、公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計

システム」及び南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用するに当たっては、次の事項に留意し、学校徴収金に係る保護者等の個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 学校徴収金に係る保護者等の個人情報を送信する市立小中学校の端末に設定するログインID及びパスワードは、学校単位で設定するのではなく、当該パソコンにより事務処理する個々の職員に対し付与すること。また、当該端末を事務処理する職員が退職又は異動したときは、当該職員に付与したログインID及びパスワードを削除又は変更し、当該職員に対し守秘義務の遵守を徹底させる措置をとること。
- 2 南都銀行株式会社が学校徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うに当たって、南都銀行株式会社が定めた個人情報保護方針に基づくことはもちろん、併せて南都銀行株式会社に奈良市個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱いを求めるよう特約又は覚書を締結できるよう努めること。
- 3 公益財団法人京都高度技術研究所が提供する「保護者負担経費会計システム」における公益財団法人京都高度技術研究所が定めた「保護者負担経費会計システム利用約款」に規定する免責事項によると、万一、学校徴収金に係る保護者等の個人情報に係る損害があった場合、公益財団法人京都高度技術研究所はその責任を負わないと解されるため、公益財団法人京都高度技術研究所に奈良市個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱いを求めるよう特約又は覚書を締結できるよう努めること。

## 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年10月10日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年10月25日	平成30年度第3回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成30年10月26日	実施機関に意見書又は資料の提出を求めた。
平成30年10月29日	実施機関から意見書の提出があった。
平成30年11月22日	平成30年度第4回審議会 答申案の最終確定を行った。
平成30年11月22日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁 護 士	会 長
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁 護 士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁 護 士	